

審 査 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名	風俗営業等適正化法施行規則
根 拠 条 項	第55条第2項において準用する第45条
処 分 の 概 要	無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付
原権者(委任先)	埼玉県公安委員会
法 令 の 定 め	
審 査 基 準	
標 準 処 理 基 準	14日間
申 請 先	申請に係る営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課
問 い 合 わ せ 先	申請に係る警察署の生活安全課
備 考	